

# レクリエーション賠償責任保険のご案内

賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、施設所有管理者特約条項 他

## 1. 補償内容の概要

レクリエーション行事の遂行に起因して、参加者および第三者に身体の障害が発生し、行事主催者(行事の責任者)が法律上の賠償責任を負担しなければならない場合に保険金をお支払いします。 <注①><注②><注③>

**<1> 第三者(観客等)に対する賠償責任**    **<2> 参加者に対する賠償責任**

- 注①: この保険契約の被保険者(補償対象者)は、行事主催者となります。行事参加者個人は補償対象となりません。  
 注②: 行事主催者が販売または提供した飲食物などによって生じた損害については、その他の保険をご案内させていただきます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。  
 注③: 年間に何度も繰り返し行われるレクリエーションの場合、保険期間を1年間として年間スケジュール表をご提出いただき、年間の延べ参加人数をもとに保険料を算出する方法も可能です。年間包括契約の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 2. お支払いする保険金

この保険は、被保険者(補償の対象となる方)が、偶然な事故により他人にケガをさせたために法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

<注①><注②>

- <1> 損害賠償金**                      治療費、休業損失、慰謝料など(身体障害のみ補償対象)
- <2> 緊急措置費用**                    被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用
- <3> 損害防止費用**                    損害の発生または拡大の防止に努めるための費用
- <4> 権利保全行使費用**                第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用
- <5> 争訟費用**                            訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など<注③>

- 注①: お支払いする保険金は、適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。  
 注②: 保険期間の開始前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。  
 注③: 損保ジャパンの事前の承認が必要です。

## 3. 保険金額(お支払限度額)・免責金額(自己負担額)

この保険契約の事故の際にお支払いする金額(保険金額)は、以下のとおりです。 <注>

- 保険金額(身体障害のみ補償) : 被害者1名あたり 3,000万円 / 1事故あたり 1億円
- 自己負担額(免責金額) : 1万円

注: 上表の定型契約の保険金額・自己負担額を変更する場合、または、財物の損壊を合わせて引き受ける場合の保険料につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 4. 保険料

レクリエーションの種類がAとBの場合の保険料は、以下のとおりです。 <注①><注②>

レクリエーション開催期間中の延べ参加人数	保険料 <注③><注④><注⑤>
250名以下	20円×延べ参加人数
251名～ 500名	12円×延べ参加人数 + 2,000円
501名～1,000名	8円×延べ参加人数 + 4,000円
1,001名～1,500名	5円×延べ参加人数 + 7,000円
1,501名以上	3円×延べ参加人数 + 10,000円

- 注①: レクリエーションの種類がCのレクリエーション(ただし、硬式野球大会を除きます。)を引き受ける場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。  
 注②: 上記の保険料は個別契約方式で契約いただく場合でも年間包括契約方式で契約いただく場合であっても同じです。  
 注③: 宿泊を伴う場合の延べ参加人数は、参加者数にレクリエーションの開催日数を乗じて算出します。  
 注④: 活動内容や活動地域等によって危険の実態が大きく異なることが予想される場合(非常に危険なレクリエーションであると予想される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。  
 注⑤: 適用保険料に10円未満の端数が生じた場合は、1円単位を四捨五入して10円単位となります。

# レクリエーション賠償責任保険のご注意点

1. 保険金をお支払いする主な場合	2. 保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険契約は、レクリエーションの主権者等の監督責任者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体に障害を与えた場合について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。</p> <p>保険金を支払う損害の範囲は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)</li><li>② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</li><li>③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</li><li>④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用</li></ol> <p>※事前に損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎりず。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</li><li>⑥ 他人の身体の障害について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</li></ol> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払します。</p> <p><b>※他人の財物を滅失、破損または汚損した場合において被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対する補償をセツトされたい場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</b></p>	<p><b>【賠償責任保険普通保険約款】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 記名被保険者、記名被保険者以外の被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</li><li>② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任</li><li>③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</li><li>④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりず。</li><li>⑤ 記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</li><li>⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</li><li>⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</li></ol> <p>※「賠償責任保険追加条項」の規定を読み替えた内容を記載しています。</p> <p><b>【賠償責任保険追加条項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任</li><li>② 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任</li><li>③ 汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任</li><li>④ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任</li><li>⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任</li></ol> <p><b>【施設所有管理者特約条項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任</li><li>② 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両(自動車および原動力がもつばら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任</li><li>③ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラー等から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任</li><li>④ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</li><li>⑤ 仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後をいいます。)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。</li><li>⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任</li><li>⑦ 支給財物の損壊に起因する賠償責任</li><li>⑧ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことによって起因する賠償責任</li></ol> <p>ア 記名被保険者の役員または使用人 イ 記名被保険者の下請負人 ウ 記名被保険者の下請負人の役員または使用人</p> <p>※上記以外にも保険金をお支払できない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p>

## 3. 特にご注意いただきたいこと

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項等によって構成されています。特約条項および追加条項の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
  - 保険契約申込書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
  - 保険証券は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
  - この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
  - この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
  - 保険料算出の基礎となる入場者、参加者数等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
  - 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受の割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
- 損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- この保険契約の保険期間(保険のご契約期間)は原則として個別にレクリエーションを引き受ける場合(個別契約方式)、レクリエーションの開催期間となります。また、年間を通じて何度もレクリエーションが行われる場合で、年間のレクリエーションをまとめて引き受ける場合(年間包括契約方式)、1年間となります。実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について  
この保険は、営業または事業のためのご契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。  
注: 保険契約申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合(実際のレクリエーションの開始時刻と終了時刻が記載されている場合)にはその時刻となります。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。



保険契約申込書に★印がある項目

②記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合

保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の①記名被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)、②業務内容欄 ③損保ジャパンが保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項をいいます。

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

①記名被保険者が個人(※)のお客さまの場合

告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)、は、個人に含みます。

②記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合

次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合、ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合


(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 0570-022808 <通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日:午前9時15分~午後5時  
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化し たときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●年間包括契約方式のご契約については、「保険料の確定に関する追加条項」をセツトする場合を除き、保険期間終了後に、確定した保険期間中の参加者数等に基づき算出した保険料(以下、「確定保険料」といいます。)との差額を返還または請求します。確定保険料の算出基礎数字となる延べ参加人数については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●年間包括契約方式で、「保険料の確定に関する追加条項」をセツトする確定保険料方式のご契約については、前年度の延べ参加人数で保険契約を行い、保険期間終了後の確定精算は行いません。その場合、保険料算出の基礎数字となる前年度の延べ参加人数については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●概算保険料方式の場合、保険料は開催期間中の延べ参加人数(予定値)により算出します。保険料算出の基礎数字となる延べ参加人数については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●概算保険料方式でご契約いただいている場合で、かつ、保険料が最低保険料となっているご契約について、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、保険料の返還は行いません。

●この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

■個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト(<http://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

①記名被保険者が個人(※)のお客さまの場合

(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)、は、個人に含みます。また、記名被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が記名被保険者となる保険の場合は、「①被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。

●商品に関するお問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます。場合がございます。

【窓口:カスタマーセンター】

0120-888-089 おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日:午前9時~午後8時 土日祝日:午前9時~午後5時  
(12月31日~1月3日は休業)

<損保ジャパン公式ウェブサイト>

<http://www.sompo-japan.co.jp/>

## 4. 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
  - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
  - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
  - <3> 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

● 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

● この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談代行を行うことはできません。

● 保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

● 上記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事故の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

● 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

● 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

### ● 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。  
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 **0120-727-110** ※おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日夜間 午後5時～翌日午前9時  
土日祝日 24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

■ このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」、「重要事項等説明書」をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111  
<公式ウェブサイト> <http://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

〒279-0013 千葉県浦安市日の出6-2-B-302

TEL 047-380-8742

<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>